

社会福祉法人太陽の里福祉会  
役員及び評議員の報酬と費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人太陽の里福祉会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等(当法人の主たる事務所の開所日の内、8割以上出勤する者)については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表2のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、役員、評議員出張旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことが出来る。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等の報酬等の額は、別表1に定める額とする。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月10日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第5条に準じた日とする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬については、その月の総日

数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、改正社会福祉法（平成29年4月施行）に係る定款承認後施行する。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役 職 名	報 酬 の 額
理 事 長	月額 800,000円

別表 2 (非常勤役員等の費用弁償)

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

理 事	5,000円
評 議 員	3,000円
監 事	5,000円
顧 問	5,000円

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

監 事	10,000円
-----	---------